

環境にやさしい農業をしましょう！

92

環境保全型農業直接支払補助金

内 容／化学肥料・農薬を通常栽培より 5 割低減して行う自然環境にやさしい農業に対して補助金を交付します。

対 象／対象農家となるためには、
①化学肥料・農薬の 5 割低減の取組み（特別栽培または有機栽培等）を行うこと
②環境負荷低減のチェックシートに記載の取組を行うこと
③2 戸以上から成る規約を有する農業者団体であること

助成内容／対象取組は、
・緑肥の作付け 5,000 円／10a
・堆肥の施用 3,600 円／10a
・有機農業 14,000 円／10a
・総合防除 4,000 円／10a

手 続 き／交付を受けようとする農業者団体につきましては、事前に農林課へ所定の様式による事業計画書を提出し、計画の認定を受ける必要があります。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

環境にやさしい農業をしましょう！

93

有機 JAS 認証取得支援事業

内 容／有機 JAS 認証取得に必要な経費に対して支援します。

対 象／①町内で農業を営む個人、農業生産組織または法人であること
②事業実施年度内に認証または更新が認められること
③町税の滞納がないこと
④有機 JAS 認証の取得について他の制度の補助金等の交付を受けていないこと

助成内容／有機 JAS 講習会の受講料及び登録認証機関が実施する審査・調査に要した費用の3/4以内で上限10万円

手 続 き／詳細は農林課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 農林課 農業振興グループ ☎76-3804

つながる心、広がる世界！

94

九重町国際交流助成事業

内 容／町と友好関係にある都市（台湾やモンゴル）との住民間の交流を促進し、地域の活性化と友好都市相互の発展に資するため、交流事業に対して、費用の一部を助成します。

対 象／対象団体は、
・規約、会則等の定めにより代表者、組織、活動目的等が明かである団体
・活動開始後 1 年以上経過し、今後 5 年以上継続して活動する見込みがある団体
・構成員が 5 人以上であり、過半数が町内に住所を有する者で構成されている団体

対象事業は、
・観光、農業、教育、文化及びスポーツ等に関連し、自主的に企画・運営を行う事業
・その他町長が必要と認める交流事業

助成内容／・記念品、謝礼（通訳、講師など）
・旅費・滞在費（交通費、宿泊費、旅行手配料など）
・交流事業開催経費（会場使用料、プログラム印刷など）
・事務費経費（消耗品、通信費、コピー代、写真代など）
※2 分の1以内（上限 500,000 円）

手 続 き／詳細は、社会教育課までお問い合わせください。

申込み・お問い合わせ 社会教育課 社会教育グループ ☎76-3888